

戒厳令法

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

● 仏暦二四五七年・戒厳令法令

* 仏暦二五一五年の最新改正まで織り込んで訳出

前文省略

第一条（名称）

本法令を「仏暦二五四七年戒厳令（ゴットアヤカーンスック）法令」と呼ぶ。

第二条（適用布告）

国内外からの危険を排除し、治安を維持するために必要な事由がある時、戒厳令適用を布告し、王国の一部分もしくは全土に、全ての条項、または一部の条項、もしくはいずれかの条項の一部を適用する、または要件を付して適用する。戒厳令と矛盾相反する法令もしくは法規定は適用を中止、戒厳令のほうを適用する。

第三条（布告区域）

全土に戒厳令を適用しないのであれば、その布告において適用する地方、地区または区域を示す。

第四条（適用権限者）

いずれかの場所で戦争または騒乱が発生した時、その場所の大隊以上の部隊を指揮下に置く軍指揮官、または軍の要塞もしくは砦の指揮官は、その軍隊が権限義務を有する区域に戒厳令を布告する権限を有するが、布告後最大限速やかに政府に報告する。

第五条（適用廃止布告）

いずれかの場所での戒厳令適用を廃止するにあたっては、布告した時にこれをなすことができる。

第六条（戒厳令下での軍の権限）

戒厳令適用区域において、戦闘、殲滅、または治安維持に係る部分で軍官は文官を上回る権限を有し、文官は軍官の要求に従う。

第七条（裁判所の権限）

戒厳令適用区域において、司法裁判所は軍事裁判所の権限下にある事件を除き通常の審判権限を有し、戒厳令適用権限を有する者は、本法令末尾リストに示された全項もしくは一部の項、またはいずれかの項の一部に基づき、戒厳令適用期間中に戒厳令適用区域で生じた違法行為の刑事事件を軍事裁判所が審判するよう布告する権限、及び当該布告を改訂増補または廃止する権限を有する。

第一段の内容に基づく軍事裁判所への事件審判権限付与の布告は、布告に示された日時より生じた違法行為の事件のみ適用される。その示された日時はそ

の布告の出された日時、または布告後の日時でもかまわず、その布告は官報で公示する。

当該ケース以外に、戒厳令適用区域内で生じた刑事事件が国家安全保障または国民の安寧に係る特別な事由があれば、国軍最高司令官はその事件を軍事裁判所で審判するよう命じることができる。

第七条の二

第七条に基づく軍事裁判所に刑事事件審判権限を付与する布告では、全管区の、または一部の管区の軍事裁判所に同等もしくは上下する権限を付与することができる。

第七条の三

戒厳令適用を廃止した時、軍事裁判所はその裁判所でまだ終結していない事件の審判権限を有し、戒厳令適用期間中に告訴されなかった事件の審判権限も有する。

第八条（軍官の権限）

いずれかの地区、町、地方に戒厳令適用を布告した時、軍官は捜査、強制供出、禁止、押収、立入、施設の破壊または改変、追放の権限を有する。

第九条（捜査）

捜査においては以下の権限を有する。

（一）強制供出、禁止、押収、立入しなければならない、または違法な占有下にある物品の検査、搜索の権限。どの時間であっても人、乗物、住居、建築物、いずれかの場所の捜査権限。

（二）戒厳令が適用された区域におけるニュース、手紙、電報、梱包物、または送付された、もしくは往来しているその他の物の検査権限。

（三）書籍、印刷物、新聞、広告、詩文の検査権限。

第一〇条（供出）

以下の供出強制権限を有する。

（一）国土防衛、または全ての面での軍務で、文民に軍隊を支援させる権限。

（二）軍務でその時に使用しなければならない車、獣車、食堂、武器、道具、用具をいずれかの者、会社に供出させる権限。

第一一条（禁止）

以下の禁止権限を有する。

（一）集会の禁止権限。

（二）書籍、印刷物、新聞、絵、詩文の出版、販売、配布の禁止権限。

（三）広告、演舞、無線、ラジオ、テレビの送受信の禁止権限。

（四）陸路、水路、空路の交通に加え鉄道及び車の運行する軌道の交通のための公共路の使用禁止権限。

(五) 通信機器または武器、武器の関連機器、及び化学品もしくは人、動物、植物、財産に危険なその他の物、または化学品作成に使われる物、当該性質のその他の物の所有または使用の禁止権限。

(六) 定められた期間内における外出禁止権限。

(七) 戦闘、掃討、治安維持のために必要と軍官が判断した区域への立入または居住の禁止権限。並びに禁止が布告された時、その区域に居住する者を定められた期間内に退出させる権限。

(八) 国防大臣が戒厳令適用時に禁止すべきと判断したところに基づき人が何らかの事業をなす、または何らかの物を所有することを禁止する権限。

第一二条（押収）

第九条、第一〇条及び第一一条に掲げた物は、利敵にならないように、または軍務に資するために軍官が一時的な押収が必要と判断した時、押収する権限を有する。

第一三条（立入）

軍務で利用が必要と判断した場所に立ち入る権限を有する。

第一四条（破壊または改変）

施設の破壊または改変で以下の行為をなす権限を有する。

(一) 戦争または戦闘時に、軍隊が退却した時に敵に利する、または戦闘の障害になる家または物を焼却する。

(二) 敵と戦うために、または防衛するために軍官の判断に基づき砦を築く、地形または村、町を改変する。

第一五条（追放）

いずれかの者が住所を有する証拠がない、またはその地区に一時的に居住している場合、何らかの疑いまたは必要性があれば、その者をその町または地区から追放する権限を有する。

第一五条の二（拘束）

いずれかの者が敵である、または本法令の規定に違反している、もしくは軍官の命令に従わないと疑える相当の事由がある場合、軍官はその者を拘束し、取り調べる権限を有するが、拘束は7日以内とする。

第一六条（損害賠償請求不可）

第八条及び第一五条に掲げたところに基づく軍官の権限の件で何らかの損害が生じたとしても、人または会社は損害賠償を軍官に請求することはできない。戒厳令に基づき軍官が遂行、執行した全ての権限は国王、民族、宗教の防衛、独立及び内外の敵を排した安寧に向けた軍隊の隆盛のためである。

第一七条（委任）

省略 [王政時の官職に基づくチャオ・グラスワン (大臣兼次官に相当) の権限]

*** 末尾リスト**

- a、一部カテゴリーに属する人に関する事件
 - 1、戦時の任務遂行時における警察官の違法行為事件。
 - 2、軍務の管轄下にある文民が違法行為の被疑者となっている事件。
- 以下省略

★ 戒厳令適用についての陸軍布告第 1 / 2 5 5 7 号

バンコク都とその郊外、国の各地で政治グループによる抗議集会が開かれ、かつ民衆及び重要施設に武器を使用することにより、無辜の者が死亡、負傷し、財産の損害を及ぼすことで重大な状況を引き起こそうとする悪意あるグループがいる情勢を鑑み、

当該事由が多くのある場所で事件を起こし、騒乱、重大な混乱に至り、国家安全保障と国民の生命と財産の安全に影響を及ぼす見通しにあることから、

平和秩序維持を効率的に実施し、速やかにすべてのグループ、すべての側の国民に安寧をもたらすため、仏暦二四五七年戒厳令法令の第二条と第四条の内容に基づく権限に拠り、仏暦二五五七年五月二〇日〇三時から全土で戒厳令の適用を布告する。

プラユット・チャンオーチャー陸軍司令官

★ 平和秩序維持司令部 (ゴーオー・ローソー) 設置についての陸軍布告第 2 / 2 5 5 7 号

1、平和秩序維持司令部 (ゴーオー・ローソー) 設置

1・1、陸軍司令官を平和秩序維持司令官 (ゴーオー・ローソー) とする。

1・2、ゴーオー・ローソーの任務

1・2・1、国の全土における平和秩序及び国家安全保障に影響を及ぼす状況の防止、阻止、掃討、解決。

1・2・2、仏暦二五四七年戒厳令法令の全ての条項を適用する権限を有する。

1・2・3、いずれかの者に出頭、証言、証拠提出を求める権限を有する。

2、関係機関

2・1、仏暦二五五七年四月二八日布告の王国内の安全保障に影響を及ぼす事態が明らかなエリアについての布告 [注/治安維持法適用の布告] により設置された平和秩序維持指揮センター (ソーオー・ローソー) は、仏暦二五五七年五月二〇日〇三時より任務遂行を取り止め、(陸軍、海軍、空軍を除いて) ソーオー・ロー・ソーの設置構成に基づく諸部隊は元の配属に帰任する。

2・2、国内治安維持本部、警察庁、陸軍、海軍、空軍、内務省、及び関係機関は命令を受けた時に、ゴーオー・ローソーに部隊を差し出し、その指揮下に置かれる。